

学校法人日本赤十字学園 役員及び評議員の報酬等の 支給にかかる規程

(平成 28 年 12 月 26 日 日赤学第 435 号)

改正 令和元年 7 月 1 日 日赤学第 170 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人日本赤十字学園の理事長、副理事長、理事及び監事
(以下「役員」という。)及び評議員の報酬に関する事項を定めることを目的と
する。

(報 酬)

第 2 条 役員及び評議員は、無報酬とする。
2 役員及び評議員には、費用を弁済することができる。
3 前項に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(退職金)

第 3 条 役員及び評議員で退職する者に対して、退職金は支給しない。

(補 足)

第 4 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成 28 年 12 月 日赤学第 435 号)

この規程は、平成 28 年 7 月 11 日から適用する。

附 則 (令和元年 6 月 日赤学第 170 号)

この規程は、令和元年 7 月 1 日から適用する。